

CIRCUS Ads 使用許諾特約

この「CIRCUS Ads 使用許諾特約」（以下「本特約」といいます。）は、下記のクラウドサーカス ソフトウェア使用許諾共通約款（以下「本共通約款」といいます。）の特約として、本共通約款とともに、本ソフトウェア（第1条にて定義されます。）の使用許諾契約（以下「本契約」といいます。）の契約条件を定めることを目的としています。

記

（本共通約款のURL: https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/software_common.pdf）

以上

第1条（定義及び本ソフトウェアの性質）

1. 本特約において「本ソフトウェア」とは、クラウドサーカス株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する、AI（外部AI提供事業者のAPIを含みます。）を利用したランディングページ（以下「LP」といいます。）及び広告クリエイティブの生成、並びにお申込者が登録した外部広告媒体アカウントへの出稿支援機能を有するソフトウェア「CIRCUS Ads」をいいます。
2. 当社は、本ソフトウェアを通じて、AIによる広告案及び運用設定の「提案」を行いますが、実際の広告出稿及び予算設定は、お申込者による最終的な承認（確定操作）に基づき実行され、本ソフトウェアはお申込者の意思決定を支援するツールとして提供されません。

第2条（外部AIの利用とデータ転送）

1. お申込者は、本ソフトウェアにおいてOpenAI等の外部AI提供事業者のAPIが利用されること、及び入力したデータが当該事業者のサーバー（米国等）で処理及び保持されることに同意します。
2. 当社は、外部AI提供事業者との契約において、入力データがAIの学習に利用されない設定を維持するよう努めます。ただし、外部事業者の仕様変更等により、当該設定の維持が困難となる可能性があることをお申込者はあらかじめ承諾します。
3. お申込者が本ソフトウェアに第三者の個人情報を入力する場合、お申込者は自らの責任で当該第三者から外部AIへのデータ提供に関する同意を得るものとします。

第3条（生成物の権利帰属と責任）

1. お申込者が本ソフトウェアを利用して生成したLP及び広告クリエイティブの著作権等の知的財産権は、原則としてお申込者に帰属します。ただし、お申込者が第三者の著作物に依拠して生成物を作成したときは、当該第三者からの必要な許諾をお申込者の責任で得るものとします。
2. お申込者は、AIの特性上、生成物に誤情報（ハルシネーション）又は不適切な表現が含まれる可能性があることを理解し、出稿前に必ず自らの費用と責任で内容の真実性、適法性（景品表示法、薬機法、商標権等）等を確認する義務を負います。
3. 当社は生成物の内容について個別のリーガルチェックを行う義務を負わず、生成物に起因する損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負いません。

第4条（広告運用の管理と免責）

1. お申込者は、自らの外部広告媒体アカウント等を本ソフトウェアと連携し、自らの責任で予算上限を設定するものとします。
2. 本ソフトウェア以外（広告媒体側の管理画面等）でお申込者が直接行った設定変更により発生した予算超過又はトラブルについて、当社は一切の責任を負いません。
3. 広告媒体側の審査結果、アルゴリズムの変更、又は広告媒体側の仕様変更により、広告が配信されない、若しくは期待した効果が得られない場合でも、当社はこれを保証しません。

第5条（透明性の確保とラベル表示）

1. 本ソフトウェアの仕様上、生成された広告物及び画像には、「AIによって制作されたものであること」を証明する電子的な識別情報（メタデータ等）又は自動的な注釈は付与されません。
2. 広告媒体の規約等により、AI生成コンテンツである旨の明示（ラベル表示等）が義務付けられている場合、お申込者は自己の費用と責任において、必要な表記を自ら行うものとします。
3. 前項の表記を怠ったこと、又は本ソフトウェアの仕様により識別情報が付与されなかったことにより、お申込者が広告媒体側から制裁（掲載停止やアカウント制限等）を受けた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

第6条（免責事項）

当社は、以下の各号のいずれかに起因して生じた損害について、一切の責任を負いません。

- (1) 外部AI提供事業者のサービス中断、仕様変更、又は廃止。
- (2) 広告媒体側の仕様変更に伴う本ソフトウェアの機能制限。
- (3) お申込者の承認操作に基づく誤った予算執行又は広告配信。

以上

2026年4月6日制定

クラウドサーカス株式会社